

フランス第二共和政・制憲議会議員の投票行動分析

高木 勇 夫

【要約】 一九六〇年代のフランス史学界では、数量的把握の方法、すなわちコンピューターを用いたデータの大量処理の必要性が十分認識されていた。しかし、政治史の分野では特に選挙・投票分析において有効と思われるこの新しい方法が、フランス近代史研究に適用された例は乏しい。

小論はSPSS（社会科学のための統計パッケージ）に含まれる数量化理論Ⅲ類の方法を用いて、一八四八年五月より一年余りにわたって存続した制憲議会（憲法制定国民議会）の議員の政治的選択のあり方の類別を明らかにする。依拠した史料は官報モントゥール紙に掲載された議案ごとの投票リストである。当該期間において議席を保った八四九名の議員の投票行動が、数量化Ⅲ類の特性に応じて導き出される議員、および議案の類似性のパターンから裏付けられる。研究の第一の目的は議員の党派的分類であるが、党派的对立とは異なる要因も考慮される。

史林 六五巻三号 一九八二年五月

はじめに

フランスの歴史学とその隣接諸科学において、数量化分析の必要性が認識されたのは、遅くとも一九六〇年代なかばと見てさしつかえなからう。M・デュヴェルジェによる社会科学方法論^①やJ・マルシェフスキーによる計量史の方法の詳説^②などは、歴史学におけるフランス的伝統を踏まえながら、数量的把握に不可欠の統計的処理の方法にまで言及し、^③ すぐれて柔軟な方法的枠組を提示している。そういう意味では、クリオメトリクスという新造語に端的に示されるアメリカ史学界の新しい動向に、フランスの研究者が無関心であり続けたわけでは決してない。しかるに、ここ二十年來のフランス

近代政治史研究の分野で発表された数量化分析の成果を数えてみると、チャールズ・ティリー^⑤に代表される英米の研究者の独壇場と言っても良い状況になっている。フランス側の立ち遅れは今や覆うべくもない事実である。アナル派の今日的問題意識を明快に表明したとされるル・ゴフ、ル・ロワ・ラデュリらの方法論^⑥では、数量化革命の旗色は色あせて、ブロック、フェーヴル以来の同派の基本的な立場に固執するのみとも受け取れる。またフランス革命史の大胆な再解釈で知られるF・フェレの「歴史における数量」に、例示としてとりあげられるのは十八世紀までの現象である。

ここでは歴史学に応用される数量化分析の意味を、大量のデータ処理をわれわれに可能ならしめたコンピュータ利用の統計分析に限定し、従来のフランス史学の問題関心の欠を補うかたちで、一九世紀政治史の検討に視座を据えたい。

① M. Duverger, *Méthodes des sciences sociales*, 1964. (深瀬・樋口訳『社会科学の諸方法』一九六八年)。

② J. Marczewski, *Introduction à l'histoire quantitative*, 1965.

③ デラウエルジエ、前掲邦訳「二九—三二頁、一四三頁の歴史学関係の書誌」、および四〇四頁以下の統計的分析の項目が啓発的である。マルシェフスキーについては、その著書の第一章「計量史とは何か」の中で触れられる統計的処理の方法(外挿法 extrapolation、内挿法 interpolation など)は、欠損値の存在を前提とする近代社会の歴史事象の量的把握に欠くことのできない措置である。

④ 芝井敏司「現代歴史学と数量的方法」『史林』六四卷三号、一九八一年。

一 研究史の概観と問題点

量的把握の方法に触れる前に、一九世紀前半を中心とする時期に焦点を絞って、フランス政治史上の画期に位置する議会選挙、あるいは選挙によって成立した議会の特質を考察した研究文献を、以下にあげる三つの分析傾向に即してま

⑤ 第二共和政史を研究テーマとする筆者の目に触れた限りで、次の例をあげておく。C. Tilly et L. Lees, "Le peuple de Juin 1848," *Annales*, E. S. C., No. 5, 1975. Ch. L. and R. Tilly, *The Revolutions Century, 1830-1930*, 1975.

⑥ J. Le Goff et P. Nora (dir.), *Faire de l'histoire*, 1974; E. Le Roy Ladurie, *Le territoire de l'historien*, T. 1, 1973, T. 2, 1978 (雑山他による抄訳『新しい歴史「歴史人類学」の道」一九八〇年)。

⑦ F. Furet, "Le quantitatif en histoire," dans *Faire de l'histoire*, p. 42-61. (paru originellement sous le titre "L'histoire quantitative et la construction du fait historique," *Annales*, E. S. C., No. 1, 1971).

めておきたい。^①

選挙、あるいは投票分析にあたって第一に注意すべき点は、選挙・投票のありかたを正確に捕捉することである。P・キャンベルによって与えられる選挙法、もしくは選挙運用規則に関する知見とは別の要因、たとえば大革命期には選挙人集団 *le corps électoral* の多様性^③、一九世紀前半に立憲制を標榜した二つの王政下における被選挙人名簿による選挙 *le scrutin de liste*^④、および様々な政治体制のもとで確認される選挙干渉の実態などは、それ自体重要な考察の対象となってきた。

さらに第二の傾向として、社会的、史的、プロレタリアの重要性をあげたい。S・ケント^⑥およびP・イゴネ他^⑦による立憲王政下の議員に対する政治的—社会職業的分析などがその代表的な事例である。いま一方の研究の潮流に、地方的設定で詳しく検証された政治勢力の角逐^⑤、および社会関係が政治過程を規定する好個の事例としてとりあげられることの多い名望家支配の実態^⑧などに関する大部の書物がある。われわれはそれらの成果を中木康夫教授の著作を通じて継承することができる。

第三の研究の傾向は、数量的把握の方法が比較的応用されている分野に認められる。それは選挙制度・議会制度の進化の過程そのものに関連している。制度の充実とともに、歴史学で扱われるデータも豊富になり、体系づけられてくるからである。大革命下の選挙は選挙人の存在形態があまりにも多様であったため、選挙人集会の開催についても一律ではない^⑨。したがって、全国的もしくは時間的に整序可能なデータ *Les données en série* は得られないので、数量化分析の対象とはなしたがたい。ところが、極端な制限選挙体制 *légime censitaire* を特色とする立憲王政下では、議員の選挙資格、つまりは社会的出自が厳密に定められているので、数量化の対象とされ易い。単に議員の出自に留まらず、議会内での党派的活動、選挙民の反応などが記録に残されている。数量化分析に触発された政治史の見直しは、この反動の時代に集中するかにみえるのはそのためである。ただし、その例であるT・ベック^⑩やL・ジラル他^⑪の先駆的業績も、かれらが採用した統計的処理の方法を様々の時代にあてはめ、政治史の再点検を全体に及ぼしてはじめて、かれらの提示した結論の持つ意

味が明らかになるであろう。しかしながら、大衆参加の政治状況を演出した第二共和政下における普通選挙導入後の政治構造の解明に、数量的把握の方法が応用された例は聞かない。普通選挙によって民主的な原理に支えられることとなった一八四八年の制憲議會は、係争法案について官報モニツール紙^⑭に賛否の別、および投票時不在の議員名を明らかにすべく、投票リストを掲載することとなった。小論が次節以下の分析で依拠したのはこのリストであり、共和主義的政治的理想に基づく議會制度の進化を経て、ようやく最新の分析法に適合的な史料が得られることになったのである。

ところで、結論を先取りすれば、この制憲議會を通説に従って一貫して「共和主義的」であったとするには、いささかためらいを覚える。すなわち、通説のように、穩健共和派に擬せられた五〇〇名の絶対多数を、制憲議會の存続した全期間（一八四八年五月—一八四九年五月）にわたる党派の結集の様態にあてはめるのはむづかしいのである。そこで、以下では制憲議會におけるヘゲモニーの所在をもっとも良く示す党派の議席数の考察に論点を絞ろう。

四八年の人々 *les quarante-huitards* が自己の信条とは無関係に、現実への対応を迫られた事情は、「明日の共和派 *Républicains du lendemain*」とどう当時の皮肉な呼称からもうかがえる。二月革命以前から共和主義を唱えていた「昨日の共和派 *Républicains de la veille*」とこれを同列に論ずることはできない。つまり、通説で言うところの共和派の絶対多数のなかには、赤旗の脅威の前に、王党派の心情を隠している者が多く含まれているのではないか、という素朴な疑問から小論は出発している。マルクスの『フランスにおける階級闘争』^⑮をはじめとして、同時代の著述はラマルチヌを代弁者とする「三色旗共和派」の大勝利を伝えている。しかし、その臨時政府の事実上の首班が、議會開会直後の行政委員選出に際して、かろうじて最下位の第五位にすべり込んだ事実をどのように解釈すべきであろうか。二月革命のもたらした普通選挙の衝撃について論じた史書は多いが、四月選挙の結果に対する評価が定まったとは言いがたい。^⑰

これまで多くとりあげられてきた党派別議席数は、シャルル・セーニョ^⑱ボスの著作に基づいて、穩健共和派を五〇〇、急進派と社会主義者を一〇〇、オルレアン派を二〇〇、正統王朝派を一〇〇とするものであった。伝統的な対立を示す境

界線を引けば、共和派が六〇〇、王党派が三〇〇となり、共和主義者、特に穩健派のヘゲモニーが確立しているかにみえる。

今日一般に行なわれる第二共和政史概説の祖型は、G・デュヴォーの『一八四八年』^⑩とみなされる。デュヴォーによる党派的分類は、重複した分を顧慮して議員数を八八〇と減らしたほかは、基本的にセーニョボスの判断を継承し、穩健派に五〇〇の多数を与える。（その他は急進派八〇、ギゾー派以外のオルレアン派二〇〇、正統主義者一〇〇とする。）その際にデュヴォーはオルレアン派に対して「明日の共和派」の称を奉るのだが、そうすると「昨日の共和派」は五八〇にものぼることになる。

しかるに、かような通説的党派区分に対しては、非数量的方法によってではあるが、重大な批判がなげかけられている。F・デルーナは、穩健共和派の安定多数説を批判し、セーニョボスによる分類の根拠となっているのは、わずかに二度の投票行動と若干の伝記史料のみだとする。^⑪

デルーナ自身の判断は後で紹介することとして、ここでは彼とはほぼ同じ時期に党派別議席数に関する提言をしたG・フエイゼルの論文を行論の都合上まず引用したい。^⑫彼は学位論文の提出で先行したデルーナの成果を踏まえて、革命以前の制憲議會議員の党派的分類 pre-revolutionary affiliation の検証という方法を共有しながら、一方で彼独自の史料、すなわち議会開会後に開かれた党派別集会の出席者名簿を決め手として、革命後の転向 post-February conversion の要因をあわせ考える。フエイゼルの推論は次のような経過をたどる。すなわち、八五一の確定議席のうち、革命前の党派的分類をみると、「昨日の共和派」は二八五、うち穩健派は二二七、急進派は五八である。また王党派は全体で三〇六（デルーナの学位論文によれば、その内訳はオルレアン派のなかのギゾー支持者が二〇、王朝的反対派が二二九、そして正統王朝派が五七とされる）、^⑬さらにいずれの分派かは定かでないが、王党派支持であることが確認される者が一三三、残りの二二七は革命前の支持傾向は不明だが、名望家出身者の多いことから「受身の共和派 passive republicans」^⑭（あるいはデル

ーナの表現では「情情的王党派 acquiescent monarchists」とみなすのである。この最後のグループに、受身とはいえ共和派の称を与える由縁をフェイゼルは次のように説明する。一二七名のうちには、穩健派の機関紙ナシヨナルに掲載された候補者リストに名をあげられた者が含まれる（ナシヨナル紙推薦候補の総数は重複を除いて三五二、うち一六が急進派であるとする）うえに、議会開会中の各人の行動に、穩健共和派と合流する可能性を認め得るとするのである。したがって、フェイゼルの最終的判断は、穩健派をやや膨らませて三一〇—二〇、急進派・社会主義者はそのまま五八、王党派陣営に微調整を加えて、ギゾー派を二四、王朝的反对派を二二〇、正統王朝派を六〇、残りの一七〇—八〇を王党派とするのである。

議席の党派別割当ての分野に先鞭をつけたデルーナは、フェイゼルによる部分的修正に敬意を表しつつも、革命前の党派的帰属を重視する立場を固持して、次のような判断を下した。^④すなわち、共和派二八五、王党派三〇六の大枠はそのままだに、前者の内訳を穩健派二三〇、急進派・社会主義者五五とする。後者については、ギゾー支持者一九、王朝的反对派一二三、正統王朝派五六と変更している。また、分派の確定できない王党派一三三はそのままだが、残余の情情的王党派は一二二とし、ボナパルト派五の新しい範疇を設けている。本稿の三で明らかにされるように、筆者の立場からすれば、議会開会後の転向を考慮に入れ、しかも数字の幅を設けているフェイゼルに、より親近感を抱く。しかし、両者の判断の差は問題関心の違いに由来することであり、ここには両論並記のかたちで紹介するに留めた。ただ両者の研究の結果として明らかなのは、制憲議会における穩健共和派優位の構図はもはや成り立たないという事実である。

しかしながら、デルーナとフェイゼルの新解釈が世に問われた一九六〇年代から今日に到るまでに著わされたフランス政治史、もしくは選挙史に関する著作は、通説の変更には踏み切っていない。わずかにR・ブライスと中木教授がフェイゼルの推論の一部を紹介しているのが目をひく程度で、フランス人研究者は特にデルーナの最後の一人まで分類しようとする頑々 une stricte classification ^⑤に冷淡な態度をとり続けていると言えよう。

通説の依拠する党派区分に対して、フェイゼルやデルーナによる批判が加えられている以上、党派区分は総合的な政治過程の把握の出発点であり基礎をなすものであるがゆえに、その再検討、さらには確定作業が行なわれねばならない。したがって、小論の課題は、デルーナとフェイゼルの通説批判の有用性を吟味するために、両者の非数量的の方法とは異なり、投票行動分析に数量的方法を導入することによって党派別の分類を試ることである。適用した数量的分析の特性に依拠して、党派的傾向とは異なる政治の動態が抽出できる可能性もある。本来ならばこの節の冒頭にあげた三つの研究傾向を総合して、選挙・投票分析を政治史の全体構造に位置づけるべきところであるが、小論ではとりあえず、一八四八年四月総選挙の帰結としての制憲議会における党派の別を明らかにすることによって、研究史上の矛盾点の一つを克服し、あわせて歴史学に数量的把握の方法を適用することの意味を探りたい。

- ① J.-R. Suratteau, "Sociologie électorale pour l'époque de la Révolution française," *Annales*, E. S. C., No. 3, 1968, p. 556-580. この論文の後半に付された三つの課題が重要であり、本節前半の各々の題目を参考にしつつ研究史整理を行った。
- ② P. Campbel, *French Electoral System and Elections since 1789*, 1965.
- ③ Suratteau, op. cit., p. 570-573.
- ④ S. Kent, "Electoral Lists of France's July Monarchy, 1830-1848," *French Historical Studies*, Vol. 7, No. 1, 1971, p. 117-127.
- ⑤ Id., *The Election of 1827 in France*, 1975.
- ⑥ 参議院政府の選挙十卷号「J.-R. Suratteau, *Les élections de Van VI et le 'Compt d'état du 22 Floreal' (11 mai 1798)*, 1971. 第三共和政の選挙十卷号「A. Cobban, "Administrative Pressure in the Election of the French Constituent Assembly, April; 1848," *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 1952, 44-45.
- T. Zeldin, "Government Policy in the French General Election of 1849," *English Historical Review*, No. 291, 1959.
- ⑦ S. Kent, *The Election of 1827 in France*, 1975.
- ⑧ P.-B. Higonnet, "La composition de la Chambre des Députés de 1827 à 1831," *Revue historique*, T. 299, 1968. P.-L.-R., and T. B. Higonnet, "Class, Corruption, and Politics in the French Chamber of Deputies, 1846-1848," *French Historical Studies*, Vol. 5, No. 2, 1967.
- ⑨ L. Chevalier, *Les fondements économiques et sociaux de l'histoire politique de la région parisienne* (manuscrit), 1950. P. Vigier, *La Seconde République dans la région Alpine*, 1963. A. Armengaud, *Les Populations de l'Est aquitain au début de l'époque contemporaine* (v. 1845-1871), 1961. 第二共和政期の地方的研究については、トキエロン・コンペタンが概説の参考文献表のなかで Etude par région の項目を参照 (M. Agulhon, *1848 ou l'apprentissage de la*

république, 1848-1852, 1973.)

⑧ A. J. Tudouq, *Les grands notables en France, 1840-1850*, T. 2, 1964.

⑨ 中木康夫『フランス政治史・上』一九七五年。

⑩ 革命期の選挙人集会の模様については、ハッリに因する次の史料集を参照せよ。*Assemblée électorale de Paris*, T. 3, 1890, 1894, et 1905, reprint 1974.

⑪ T. Becker, *French Legislators, 1800-1834, A Study in Quantitative History*, 1974.

⑫ L. Girard, W. Serman, E. Cadet, et R. Gossez, *La chambre des députés en 1837-1839*, 1976, p. 143-164.

⑬ *Le Moniteur universel* (1789-1901). 同紙の官報とこの公的性格の起源を解説したものに『議員辞』『フランス官報とメリ・ロ・マーン資料展目録』一九七五年、がある。

⑭ 制憲議会の党派別構成についてのマルクスの言及は、『六月革命』『マルクス・エンゲルス全集』第5巻、二三三—二三七頁、および『フランスにおける階級闘争』の一、二に認められる。特に後者は、『フランスの革命的著述家たち』を、共和主義的伝統にたずさる一種の畏敬から、あたかも憲法制定国民議会は王党派が支配していたかのような誤見を固定化してしまった」とこう一文がみられる(『マルクス・エンゲルス全集』第七巻、三三三頁)。

⑮ D. Stern (comtesse d'Agoult), *Histoire de la Révolution de 1848*, T. I, 1850, p. 339. この女流歴史家は四月総選挙の結果が臨時政府内の少数派に急進派の完全な敗北であったことを強調するとともに、多数派に急進派に対抗する勢力として正統主義者のグループをあげ、これに二三〇議席を割りあてる。彼女の見解はほぼそのままのままたちで第三共和政期の歴史家 P. ド・ラ・モリスに継承されるが、彼は王党

陣営全体として全九〇〇議席の四分の一に満たない数を想定している。したがって、正統主義者二三〇オノレマン派一〇〇弱が彼の結論と45° P. de la Gorce, *Histoire de la seconde république française*, 1ère éd., 1887, Reprint based on 7e éd., pp. 213-216.

⑯ A. Plianco, *Les motifs du suffrage universel en France, 1848-1928*, 1980.

⑰ C. Seignobos, *La Révolution de 1848-La Seconde Empire*, 1921, p. 82-88.

⑱ G. Duveau, 1848, 1965, p. 111. マサキの判断は次にある著作に繰り返されている。P. Vignier, *La Seconde République*, 1967, p. 34. J. Sigmann, 1848, *The Romantic and Democratic Revolutions in Europe*, 1973 (Original french edition, 1970), p. 226.

⑲ F. De Luna, *The Republic of Cavaignac*, Ph. D. dissertation, State University of Iowa, 1962.

⑳ G. Fasel, *The French Moderate Republicans, 1837-48*, Ph. D. dissertation, Stanford University, 1965. Id., "The French Election of 23 April, 1848: Suggestions for a Revision," *French Historical Studies*, Vol. 5, No. 3, 1968. フェイセルは学位論文のなかで、議員の党派別分類の手法を三種類紹介している。第一はセーニョボスの結論を導いた、議員の投票行動を検討する方法である。フェイセル自身はこの方法を、議決の選択が恣意的に過ぎるとして評価しない。第二は本文にも紹介した革命以前の党派的傾向を確認する方法である。これを主とする点では、デルーナ、フェイセル両名ともにネイミア史学の系譜に位置づけられるとして良いだろう。ただし、過去の経歴から政治家の行動様式のすべてを割り出すことは不可能であるので、フェイセルはネイミア流の方法を補う第三の分析視点、すなわち選挙後の実際の党派的结果の模様を押しえようとした。

- ②⑥ De Luna, *op. cit.*, p. 106.
- ②⑦ *Ibid.*, p. 105. デルーナはこの箇所のみずからネイミア史学の系譜に位置することを明らかにしているが、直接指導を受けたのはW・エイデロットである。エイデロットの業績については、芝井敬司氏の前掲論文、六八頁を参照のこと。ただし、デルーナの手法は師のオーソドックスな側面、つまり統計的処理の方法ではなくて個人的経歴の精査の方法を継承している。
- ②⑧ F. De Luna, *The French Republic under Cavaignac 1848, 1969*, p. 107-118.
- ②⑨ R. Price, *The French Second Republic, A Social History, 1972*, p. 140.
- ②⑩ 中木、前掲書、二八九頁。
- ②⑪ F. Bon, *Les élections en France, Histoire et sociologie, 1978*, p. 21.

二 議案の検討と争点の析出

制憲議会は第二共和政の政体を決する憲法制定を第一の任務としながら、通常の立法機能をも果たしている。憲法審議過程と通常立法作業とを問わず、議員の発議（二〇名以上の支持が必要）^①のもとに、官報モニトール紙が投票リストを掲載した議決の数は優に二〇〇件を超える。

賛否の態度を天下に公表するという方策は、おそらく保守派（王党派、特にオルレアン派についてこの語を用いる）に属する議員の活動を封ずる目的から出発したものとと思われる。フランス政治史の脈絡では、国王殺し（ルイ一六世処刑賛成者 *regicides*）糾弾のイメージに結びつく投票結果の公表は、まずオルレアン家追放令（表1のV1）の反対者に対して踏み絵をつきつける意味をもった。しかし、六月事件後は政治の局面の転換にあわせて、社会主義者・急進共和派に対する訴追と同様の効果を及ぼしたと考えられる。

パリ民衆の勢力の退潮をみたとはいいながら、憲法審議が本格化した九月からは、個々の係争的な条文について諸党派の修正案が出そろう、その結果おのずと生ずる党派的感情の発露によって、投票リストの掲載機会が増した。一八四八年最後の三分の一の時期、つまり九月から大統領選挙によって政界の潮流が一変する一二月までは、憲法審議の論戦とその余波のなかで、王党、共和兩派の違いが際立った時期とすることができよう。

表1 分析の対象とする主要10議案

年月日	議案	提案者	内容	容	投票数	賛成	反対	史料の根拠
V1 48/ 5/26	ホルレツン家追放令	政府	共和国土からのホルレツン家の追放		695	631	63	T A
V2 6/ 7	議院取締令	政府	集会の自由の抑圧、政府提案		560	478	82	T T
V3 8/ 9	新聞保証金制度の反対提案	反政府	政府による表現出版の自由抑圧の阻止		749	342	407	T A R
V4 8/26	ルイ＝ゾラノ逮捕決議	政府	社会主義者の訴追		756	504	252	T T
V5 8/26	コーンツィエール逮捕決議	政府	急進派領袖の訴追		745	477	268	T T
V6 9/ 5	立憲議会による組織法制定	政府	憲法制定後の議会の存続を企図		740	586	154	T A
V7 9/27	二院制	王党派	議会権限削減を企図		819	289	530	A R
V8 10/ 7	議院内閣制	憲党派	首相の議会による選出		801	158	643	A R
V9 10/ 7	大統領選挙法	憲党派	大統領の議会による選出		813	211	602	A
V10 10/26	大統領選挙法・第一条	憲党派	大統領の普選による選出		819	587	232	
V11 12/11	組織法の編成	王党派	公的扶助法を組織法に含める		562	358	204	T R
V12 12/15	植税削減	王党派	王朝時代の遺物の存続		659	344	315	A R
V13 49/ 1/12	議会解散提案	共和派	憲法制定により、任務は終了		796	396	400	T A R
V14 1/31	大統領の地位	共和派	大統領の議会に対する答復		708	250	458	T A A
V15 3/21	政治結社法・第一条	政府	政治結社の禁止		707	404	303	T A R
V16 3/31	イタリヤ政策	外相	イタリヤにおける共和主義的原則の遵守		764	444	320	T T
V17 5/ 3	パリ地区司令官交際費削減	外相	王党派政権に対する痛せぶり		531	304	227	T A
V18 5/ 7	イタリヤ遠征の目的	外相	ローマ共和国の現状を尊重する		569	328	241	T T
V19 5/26	六月事件流刑者の釈放	急進派	議会の解体前に恩赦実現を図る		570	282	288	T T

* 組織法 les lois organiques は憲法の理念を法制度に媒介する憲法付属法。

** 公的扶助法 loi sur l'assistance publique は二月革命の要求の焦点であった労働権 droit au travail の憲法的具體化である。

ルイ＝ナポレオンの大統領当選、彼によるパロー＝ファルー王党連合内閣の任命に力を得た保守派は、翌四九年一月に反動攻勢をかけた。「組織法」制定を終えるまでは存続することを決議(表1のV6)していた制憲議会は、結局みずからの意志で解散することを宣言するのである(表1のV13、保守派のラトーおよびランジュイネ提案)。一月末から三月までの間

は、後継の立法議會を選出するための選挙法審議、あるいは国家予算の策定に明け暮れて、活発さを装ってはいるが、実際には出席議員は六割がたの五〇〇名前後に落ち込んでいる。議會運営の責任者はたびたび出席者数を確認し、新たな選挙を控えて申請が相次いだ公務欠席 *congé* による審議の停滞を懸念して、公務にあてられる日数を制限しなければならなかった。しかし、四九年二月から制憲議會の命運が尽きる五月末までは、投票リストの第二のラッシュの時期となる。その理由として、議員の大多数が氏名公表にこだわらなくなったこと、つまりパリ民衆の威嚇を恐れる必要のなくなったことが考えられる（表1のV15、政治結社禁止法の成立にその間の事情が端的にあらわれている）。一方、活力を失なった穏健派や、社会の鎮静化に安堵のため息をつく保守派議員の動きとは対照的に、フロコンを中心とする急進派は、出席議員の減少により過半数が低下したこの時期をとらえ、六月事件関係の流刑者解放（表1のV19）等の思い切った提案をして、死に体の議會に活を入れようとしている。この時期は王党派の政権に挑戦する民主社会主義者の隊列が整備されていく過程とみなすことができる。

二〇〇以上にのぼる投票リストに関係する議案の、もちろん全部を検討することは小論の意図するところではないが、制憲議會の性格を反映するとともに、すでに同時代から論議的とされた議案を中心に一九件を選び（表1）、三における分析の基礎とした。そのうち、本節冒頭の記述に盛り込んだものを除いて、主要な議案については内容にまで立ち入って解説を加えたい。

議案選択の基準としたのはテュデスクの研究であるが、彼は名望家層の及ぼした政治的影響力を実証するのが目的であるから、伝統的な政治対立、すなわち王党派と共和派の対抗をきわだたせるような議案の選択をしている。また、憲法審議過程の党派間の駆け引きにわずらわされることを恐れてか、憲法の条文に関する議案はそっくり欠落している（テュデスクが選んだ議案は表1右端にTの文字を付した）。テュデスクが依拠した同時代史料は、ラジネルなる経歴不詳の人物が編集した四八件の投票リストであるが、彼はそのなから特に政治色の強い一四議案を抜き出したものと推定できる。

テュデスクによれば、この一四回の投票のうち、二度以上左派と同調しない者が右派とみなされる。この方法は簡便で、確かにある程度有効な判別法である。なぜなら、ギゾーに近いグループを除いて、ほとんどの保守派、正統主義者、それに四月総選挙で初めて国会に議席を占めた新人議員は、表1のV1・オルレアン家追放令にかならずと言っていいほど賛成票を投じている。したがって、先にあげたテュデスクによる右派の定義は、左派と右派がほぼ一致しているV1を除く残り一三回の投票に、一度たりとも左派と同調しない者となる。V1を除いたテュデスク選択になる他の議案は、六月事件直後の四件と四九年に入ってから七件を中核とするが、このそれぞれの時期に名望家出身で王党的傾向をもつ議員が左派に同調するとはやはり考えにくい。テュデスク自身は議案選択の根拠を示していないが、経済的、社会的案件も多く上程された制憲議会の審議からもつぱら政治的課題をとりあげたことからしても、彼の基準によれば伝統的な党派対立が重点的に抽出されると予見できる。

小論の目的とするところは、テュデスクとは微妙に異なって、制憲議会の存続した全期間にわたる政治構造、特に右派のみならず全議員の党派的結集の解明にある。そこで、まずテュデスクの選択においてみられた時期的な空白を埋めるかたちで、憲法審議過程を中心に五議案を付け加えた。そのなかでもV12の塩税問題は共和主義政権の積み残し法案として重い課題を担っている。共和派は前体制の金融寡頭制を打破して、経済上の自由主義を達成することをめざしていたものの、一年足らずとはいえ政権の座にあった一八四八年に、国家財政保全の見地から塩税を根絶できなかったのである。^④塩税問題をはじめとして、V7の二院制、V9の大統領選挙法などはアトリエ紙の記事から想を得て、本稿での分析の対象としたものである。^⑤同紙に結集した労働階級出身の政治グループは、一八四〇年代にパリを地盤として勢力を養ってきた。筆者が参考にした記事はパリ地区選出議員三四名の投票結果を示す表を伴っている。この一覧表は立法議会選挙の候補者選定基準を読者に供給するためのものであったから、少なくともアトリエ派とその影響下にあった労働者の間では、投票リストの公開が現実的意味を持ち続いていたのである。アトリエ派の選択した議案は全部で一七件であるが、そのうち

一〇議案が小論の分析対象となっている(表1にはAと記した)。

筆者が利用したいまひとつの同時代史料^⑥は、一八四九年の立法議會議員の伝記にかなりの頁を割いているものの、制憲議會議員についても簡略ながらその年齢、職業などが記載されており、各種人名辞典やモニトール紙から得られるデータの検証にも役立てることができ。匿名の文献であるので、そこにとりあげられた一五件の議案の選択の意味をおしはかることはむづかしいが、恐らくは一八四九年以降中央政界に足場を失なって、パンフレット活動に走った急進派の手になるものであろう。というのは史料の前半部を占める議員名簿において、王党に辛く、急進派に高い評価が与えられているからである(表1に示したRは急進派 *radicaux* の頭文字である)。この史料はV8の議院内閣制(議会が首相を選出する)法案を本稿の分析対象とした際の根拠とした。V7からV10までの諸議案は、行政府の長の権限を決するための長い論争経過を示している。なおV10については、本節に紹介した同時代人の史料には現われないが、筆者はこの間の諸党派の駆け引き^⑦に関心を抱いているので、モニトール紙から直接採用した。

次節における分析の基礎となる一九議案は、このように同時代の識者の関心をひいた懸案ばかりである。特に三史料がともに採用しているV3、V8、V15などは当時の社会に大きな衝撃を与えたに違いない^⑧。

- ① 第二共和政制憲議會議院規則 *règlement, le Moniteur universel*, juin, 1848, p. 2145-2148. 以下の制憲議会の時期区分「政治過程」については、モニトール紙の議事録「内外報の記載に基づく」を参照。
- ② Tudesq, *op. cit.*, p. 1069.
- ③ Raginel, *Histoire des votes des représentants du peuple dans nos Assemblées nationales, depuis la Révolution de février 1848*, 1er volume: *La Constituante*, 1851.
- ④ 森恒夫『フランス資本主義と租税』一九六七年、二二二—二四頁。
L'Atelier, avril 1848, reprint, vol. 3, p. 323.
- ⑤ Anonyme, *Biographie des 750 représentants du peuple, à l'Assemblée nationale législative, par ordre alphabétique, avec un tableau, des députations par départements, par plusieurs journalistes*, 1849.
- ⑥ Robert, Bourlonton, et Cougny, *Dictionnaire des Parlementaires français, depuis le 1er mai 1789 jusqu'au 1er mai 1839*, 5 vols., 1839-1891. J. Matrion (et collaborateurs), *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, période 1789-1864* en 3 vols., 1964-1966.
- ⑦ カウヘニヤック政権は延命をはかるために、大統領選出に際しての

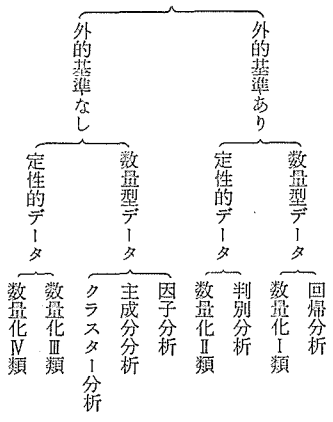
普通導入（V10）に反対し、議会内の多数派工作を通じてカウエニヤツクの再選を計った（V8・V9）。

三 制憲議会議員の投票分析

歴史上のデータの数量的分析の方法は、外的基準の有無によって二大別される。歴史学の分野で発表された研究例が多いのは、外的基準の有無にかかわらず、もっぱら数量的データの分析であるが、賛否の態度を分析する投票行動の事例（名義尺度）に代表されるような非数量型データの分析法も存在する。各種分析法の特質を以上の基準に応じてまとめたのが表2である。^①

何らの外的基準をも設けずに、非数量型データから反応のパターンを抽出、分類したい場合には数量化Ⅲ類^②がある。投票行動分析を例とすると、個々の議決、ひいては法案の性格づけ（変数値の類別）と同時に、議員個人の特徴、あるいは互いに似た行動をとる議員集団（ケースの類別）がこのプログラムによって明らかにされるのである。投票行動分

表2 数量的分析の諸方法



変数 変数値 特性	V1			V2		
	1	2	3	1	2	3
ケース	1	2	3	4	5	6
1	✓			✓		
2		✓			✓	
3			✓			✓
4		✓			✓	
5	✓			✓		
6			✓			✓

特性	1	4	2	5	3	6
	1	✓	✓			
5	✓	✓				
2			✓	✓		
4			✓	✓		
3					✓	✓
6					✓	✓

図1 数量化Ⅲ類の説明モデル

上：1a 変数は個別の議案，変数値は賛否等の対応，特性はいわゆる変数カテゴリーである。一方，ケースは議員個人々々を示す。
下：1b 分析の究極のパターン。

① フローベール、生島訳、『感情教育・下』（岩波文庫）、一九〇頁に「ラトール提案」、すなわち表1のV13に関する記述がみえる。

析への応用を前提とした模式を考えると、図1aから1bへの変化の意味を理解することが基本となる。分析の進行を示すこの二つの表において、究極のパターンとしての1bでは変数に関する特性（すなわち議案に対する賛成、反対、あるいはそのいずれでもない態度）とケース（議員）のそれぞれについて、類似するものが集められていることがわかる。図1の場合には一通りの並べかえによって正反応✓印（二進法の0-1の1に相当）が対角線に整然と配置されたので、特性1と4、2と5、3と6の類似性とケースの1と5、2と4、3と6の類似性が検出されたのにあわせて、特性とケースの相関が一〇〇%説明されることになる（固有値Ⅱ1、一次元のみ存在^③）。ところが実際の反応は複雑であるから、正反応✓印を極力対角線上に集めようとする、幾通りもの並べかえができることになる。この並べかえが次元として抽出される。また分析の数値操作としては、特性とケースにある数量を対応させ、ケースと特性間の相関係数を考えてこれを最大化させ、結果的に特性、ケースそれぞれの得点を決定する。したがって、小論の扱う素材で言う議案と議員についての態度が得点で示され、しかも近い数値を与えられたものは相似た性質を有するということになる。

本稿にこの方法を適用するには、まず議案ごとの賛否、もしくは投票不参加の態度に変数値を与えなければならない。たとえば、一九議案の冒頭に位置するV1のオルレアン家追放令に関して、その賛成をV1-1、反対をV1-2、それ以外をV1-3と表記する。一九議案の各々について三種類ずつの対応があるから、特性の総計は五七となる。数量化Ⅲ類の操作によって導かれた数値を示すアウトプット例を、統計上重要な意味があると思われる第一次元尺度と第二次元尺度についてまとめたものが表3、平面上にプロットしたものが図2である。本稿では議員の結集の様態を細かく検討するために、重要度においてやや劣ると思われる第三次元尺度までを後に考察の対象とするが、第一次元尺度の意味は他の二つの次元に比して格段に大きいことがその固有値から判断できるので、しばらくはこれを中心に論述を進めたい。以上の操作過程は所与の外的基準なしに自動的になされるがゆえに、各次元で示される「相似た性格」の意味するところはそのままでは明らかにされない。各次元の意味、ひいては変数値や議員の結集の様態を、議案の内容やその他の史料に照らし

表3 数値化Ⅲ類による議案ごとの変数値の第一次元・第二次元のア
ウト・プット例

V14	1	POUR	-1.89830780	↑ (左派的)	V17	2	CONTRE	-0.83599168	↑ (多)
V02	2	CONTRE	-1.84834480		V17	1	POUR	-0.80778021	
V08	1	POUR	-1.80216885		V18	2	CONTRE	-0.74475437	
V04	2	CONTRE	-1.76279163		V18	1	POUR	-0.71233451	
V16	2	CONTRE	-1.65625191		V19	2	CONTRE	-0.69518787	
V19	1	POUR	-1.64899921		V12	1	POUR	-0.66981703	
V05	2	CONTRE	-1.62705898		V11	1	POUR	-0.64298683	
V13	2	CONTRE	-1.42444134		V14	1	POUR	-0.63452244	
V15	2	CONTRE	-1.38242435		V09	1	POUR	-0.63414061	
V03	1	POUR	-1.32319832		V19	1	POUR	-0.62401634	
V09	1	POUR	-1.26346970		V12	2	CONTRE	-0.58069611	
V12	2	CONTRE	-1.18190929		V16	1	POUR	-0.56304657	
V18	1	POUR	-1.17935562		V15	2	CONTRE	-0.55693221	
V17	1	POUR	-1.14348984		V11	2	CONTRE	-0.54575676	
V06	2	CONTRE	-0.83197838		V02	1	POUR	-0.53154457	
V11	1	POUR	-0.77027744		V05	1	POUR	-0.52992570	
V10	2	CONTRE	-0.62471879		V04	1	POUR	-0.52523655	
V07	1	POUR	-0.51758713		V08	1	POUR	-0.52401882	
V15	3	ABSENT	-0.51658845	V01	2	CONTRE	-0.52400988		
V01	1	POUR	-0.27869242	V16	2	CONTRE	-0.52217859		
V05	3	ABSENT	-0.23799145	V05	2	CONTRE	-0.51284277		
V04	3	ABSENT	-0.16400284	V14	2	CONTRE	-0.50819647		
V10	3	ABSENT	-0.14099795	V13	2	CONTRE	-0.50611037		
V06	3	ABSENT	-0.09841728	V15	1	POUR	-0.50164616		
V12	3	ABSENT	-0.06245132	V03	2	CONTRE	-0.47207624		
V11	3	ABSENT	-0.05819621	V04	2	CONTRE	-0.46580952		
V09	3	ABSENT	-0.05137764	V08	2	CONTRE	-0.43829614		
V14	3	ABSENT	-0.03298359	V13	1	POUR	-0.43456042		
V08	3	ABSENT	-0.01182056	V07	1	POUR	-0.43281198		
V18	3	ABSENT	0.00613680	V06	2	CONTRE	-0.42708832		
V02	3	ABSENT	0.03438424	V10	1	POUR	-0.42183149		
V17	3	ABSENT	0.03510716	V10	2	CONTRE	-0.41278124		
V16	3	ABSENT	0.08991581	V03	1	POUR	-0.38308161		
V19	3	ABSENT	0.13534772	V09	2	CONTRE	-0.37717587		
V13	3	ABSENT	0.15157467	V06	1	POUR	-0.34583837		
V03	3	ABSENT	0.24659526	V02	2	CONTRE	-0.33739418		
V10	1	POUR	0.26226509	V01	1	POUR	-0.32031101		
V02	1	POUR	0.35657841	V07	2	CONTRE	-0.28716516		
V07	3	ABSENT	0.39397359	V11	3	ABSENT	0.82658869		
V08	2	CONTRE	0.44983256	V02	3	ABSENT	0.91177577		
V09	2	CONTRE	0.46026260	V19	3	ABSENT	1.02490997		
V01	3	ABSENT	0.49673229	V17	3	ABSENT	1.06081867		
V04	1	POUR	0.88854861	V18	3	ABSENT	1.08057976		
V03	2	CONTRE	0.96999025	V01	3	ABSENT	1.20292282		
V05	1	POUR	1.00102520	V12	3	ABSENT	1.50971127		
V14	2	CONTRE	1.03980541	V14	3	ABSENT	1.61895275		
V12	1	POUR	1.15936089	V15	3	ABSENT	1.62072659		
V16	1	POUR	1.18282986	V07	3	ABSENT	1.96905041		
V11	2	CONTRE	1.34218597	V03	3	ABSENT	1.99810886		
V01	2	CONTRE	1.34981155	V16	3	ABSENT	2.27904320		
V13	1	POUR	1.36113358	V05	3	ABSENT	2.52157593		
V15	1	POUR	1.38191605	V04	3	ABSENT	2.54070568		
V06	1	POUR	1.49218559	V13	3	ABSENT	2.72335243		
V19	2	CONTRE	1.49611759	V08	3	ABSENT	3.29817867		
V17	2	CONTRE	1.53769875	V06	3	ABSENT	3.35324478		
V07	2	CONTRE	1.55662155	V09	3	ABSENT	3.37103081		
V18	2	CONTRE	1.72715569	V10	3	ABSENT	3.49239922		

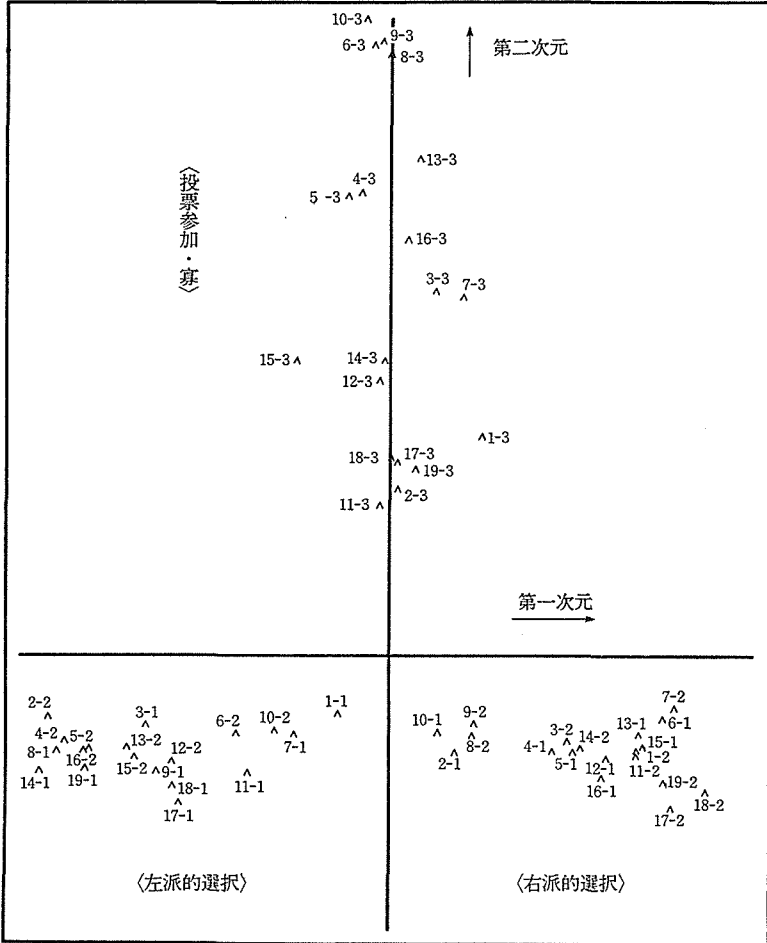


図2 投票行動分析に基づく議案の党派性の検討

て解釈することが次の課題となる。

図2を第一次元尺度に即してみると、議決ごとの賛否の態度があざやかに正負の領域に分離している。このことから第一次元尺度は、当時最も基本的な政治上の対立要因であり、一九議案を検討対象として選択した際の基準に照らして、王党派と共和派の政治路線の相違を示すものと仮定することができると、さらに、図2において第一次元尺度の負の領域に集中しているのが左派＝共和主義的態度、正の領域に含ま

表4 左派的投票行動の範例

変数	変数値	議案	賛否
V1	— 1	オルレアン家追放令……………	賛成
V2	— 2	騒擾取締令……………	反対
V3	— 1	新聞保証金制度の反対提案……………	賛成
V4	— 2	ルイ＝ブラン逮捕決議……………	反対
V5	— 2	コーンディエール逮捕決議……………	反対
V6	— 2	立憲議会による組織法制定……………	反対
V7	— 1	二院制……………	賛成
V8	— 1	議院内閣制……………	賛成
V9	— 1	大統領選挙法……………	賛成
V10	— 2	大統領選挙法・第一条……………	反対
V11	— 1	組織法の編成……………	賛成
V12	— 2	塩税削減……………	反対
V13	— 2	議會解散提案……………	反対
V14	— 1	大統領の地位……………	賛成
V15	— 2	政治結社法・第一条……………	反対
V16	— 2	イタリア政策……………	反対
V17	— 1	パリ地区司令官交際費削減……………	賛成
V18	— 1	イタリア遠征の目的……………	賛成
V19	— 1	六月事件流刑者の釈放……………	賛成

臨時政府のメンバー、政府派遣委員（知事の権限を代行、総数一〇〇名余りのうち六七名が制憲議会に当選した）の一部さらにカヴェニャック政権とバロー＝ファルー内閣の間僚たちである。彼らの投票行動を表4に基づいて左派的選択（G ≡ gauche の頭文字）と右派的選択（D ≡ droite の頭文字）、そのいずれでもない態度（a ≡ 欠席 absent、c ≡ 公務欠席 congé、空欄は欠損値）に分類すると、各グループの特性とグループ間の対比がはっきりとあらわれる。

表5から以下のようなことが確認できよう。まず、臨時政府の主だったメンバーが制憲議会の期間中（一八四八年五月から翌年五月までの一年を通じて）概して態度を明白にしていなかったのに比べ、政府派遣委員が党派心の権化ともいえるほどの信念に裏打ちされており、ほぼ全議案について左派的態度をとっている点である。ルドリュ＝ロランは臨時政府の内相の地位を利用して、自己の党派に属する人々をこの職につけ、総選挙実施にあたって利益誘導をしたと王党派から非難さ

れるのが右派 ≡ 王党派の態度と仮定してみよう。そこで、この仮定を検証するため、個々の議案の性格を検討しつつ、一九議案全体についての賛否の態度の党派の性格をまとめてみよう。一九議案それぞれの賛否の態度は左右対立の図式に置きかえられるから、そのうちの左派 ≡ 共和主義的選択の範例をとってみると表4のようになる。投票行動に刻印した右のような党派性の判定は、前節の表1に記した提案者、もしくは議案の内容と決して矛盾するものではないことがわかる。

次にここで得た結果を応用しよう。制憲議会開会中に政権の座についたか、あるいは政権中枢と結びついていた政治家のリストを作成した。表5にあげた四つのグループは、順に

れたが、^⑤当時の右翼のこうした懸念もこの表を見る限りでは故なしとはしない。一方、保守派と正統主義者の連合政権であるバロー・フルー内閣の均質性は、王党両派の政策的な懸隔がほとんど消滅したことを物語る。ところが、カヴェニャック内閣は政権内部に不統一を抱え、外には政治姿勢の首尾一貫性のなさを暴露している。同内閣が指導して成立させた議案（V3の新聞保証金制度、V4のルー・プラン訴訟、V5のコーンディエール訴訟）の採決にあたって、穩健共和派を中心とし、保守層の一部をとり込んで体制がためを計ろうとした事情がうかがわれる。^⑥また、第二共和政の行政府の長の権限についての議院内閣制と大統領選挙法の判断において、議会内の新しい多数勢力（穩健派がリードし、保守派がこれに追隨する）に依拠しつつ、急進派を封じ込めて政権の延命を計ろうとした事実も浮かびあがる。このことからしてもカヴェニャック政権は、ナショナル紙の党派を漠然とさす名称（穩健共和派）で呼ばれるよりも、「制度の共和派 republicains formalistes」^⑦とされる方が似つかわしい。

議員の結集の様態がいかにあったか、以上では政権中枢全体の性格について党派心の反映をみたのであるが、その中の個人々の動きに注意する必要もある。表5において、たとえば政府派遣委員のなかにも、明らかに急進派とは異なる態度を示す者がある（モントロル）。また、元来オルレアン派に属しながら、一八四八年一〇月にカヴェニャックからの誘いを受けて入閣した人物（デュフォールとヴィヴィアンの両名）は、やはり王党政権の閣僚とは異なる対応を示している。さらに、バロー・フルー内閣にも穩健共和派と覚しき人物（ビクシオ）が含まれている。^⑧

次に、議員個人の投票行動を全体的に眺めたい。それには、三つの次元の相互関係を平面上に表現した図3（第一次元と第二次元）、図4（第二次元と第三次元）、図5（第一次元と第三次元）のように、ケース得点をプロットした結果が便利である。ここでは紙幅の都合上操作の手順を省いたが、議案ごとの変数値に関する図2と性格はまったく同じものである。

まず党派性の検証で明白な位置づけがなされている第一次元尺度について、図3に着目すると、中心軸下方付近に空隙

表5 閣僚および政府派遣委員の政治的選択

	1848												1849							
	年月日→	5/26	6/7	8/6	8/26	8/26	9/4	9/27	10/7	10/7	10/26	12/11	12/15	1/12	1/31	3/21	3/31	5/3	5/7	5/26
	議決→	V1	V2	V3	V4	V5	V6	V7	V8	V9	V10	V11	V12	V13	V14	V15	V16	V17	V18	V19
〔臨時政府〕																				
Dupont de l'Eure	G		a	G	a	G	G	D	D	D	c	c	G	a	G	a	c	c	a	
Lamartine			a	a	a	a	G	D	D	c	a	a	a	a	a	a	a	G	a	
Crémieux	G	a	a		a	G	G	D	D	D	G	a	a	D	G	G	G	G	G	
Garnier-Pagès			a	a	a	G	a		D	G	G	a	a	c	a	D	D	a	a	
Marrast, A.	G	D	G	D	D	G	G		G	D	G	G	G	G	G	G	a	G	G	
Louis-Blanc		G	G	G																
Flocon	G	a	G	G	G	G	G	D	G	G	a	G	a	G	a	G	G	G	G	
Albert		a																		
Arago, F.			G	a	a	G	a	G	G	a	G	a	G	a	a	G	a	a	a	
Ledru-Rollin			G		G	G	G	G	D	G		G	G	G	a	G	G	G	G	
〔政府派遣委員〕																				
Joly, H.	G	a	G	G	G	G	G	G	D	G	G	G	G	G	a	G	a	a	G	
Renouvier, J.	G	D	G	D	G	G	G	D	G	D	G	G	G	G	G	G	G	G	a	
Froussard	G	a	G	G	G	G	G	a	a	a	G	G	G	G	a	G	G	G	G	
Grovy	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	a	a	a	a	G	G	
Lefranc, V.	G	D	G		D	G	G	D	D	D		D	G	D	a	D	D	G	D	
Ducoux	G	D	G	a	a	G	G	D	G	D	G	a	G	G	G	G	G	G	G	
Baune, E.	G	G		G	G	G	G	G	D	G	G	G	G	D	c	G	G	G	G	
Labrousse	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	a	G	a	a	G	
Montrol		D	G	D	D	G	G	D	D	D	a	D	D	D	D	D	G	G	G	
Hamard	G	D	G	a	a	G	G	G	D	G	G	a	G	a	G	G	a	G	a	

[カヴェニヤック政権]

Gavaignac	G	a	D	D	D	G	a	G	D	G	a	a	D	G	G	a	a	G
Carnot	G	a	G		G	G	G	G	a	D	a	G	G	G	G	a	G	G
Bastid, J.	G	a	a	D	D	G	a	D	G	D	a	a	G	D	a	G	a	G
Bethmont, E.	G	a	a		a	G	a	D	G	D								
Goudchaux			D	D	D	a	a	D	G	D	G	D	D	D	G	G	G	G
Récurt		a	D	D	D	G	a	D	G	D	a	a	G	G		G	G	G
Sénard	G	D	D	D	D	G	G	D	G	D	a	D	G	D	G	G	G	a
Tourret	G	D	D		D	G	G	D	G	D	G	a	G	a	G	D	G	G
Vaulabelle	G	a	D	D	D	G	G	D	G	D	G	a	G	a	G	G	a	G
Freslon	G	a	D	D	D	D	G	D	D	D	a	a	D	a	c	c	D	D
Trouvé-Chauvel		a	D	D	D	G	G	D	D	D	G	D	a	D	a	a	a	a
Dufaure	G	a	D	D	D	G	G	D	D	D	a	a	D	a	D	a	a	a
Viven	G	D	D	D	D	D	G	D	D	D	G	D	D	a	D	c		

[バロー＝ファルル内閣]

Barrot		a	a	D	D	D	a	D	D	D	a	D	D	a	D	D	a	D
Drouyn-de-Lhuys	G	D	D	D	D	D	G	D	D	D	a	a	a	a	D	D	a	D
de Falloux		D	G	D	D	D	D	c	c	D	a	a	D	a	D	D	a	D
de Maleville	G	D	a			D	D	D	D	G	D	a	D	D	D	D	a	D
Bixio		D	a	D	D	D	G	D	D	G	G	G	D	a	a	D	D	G
Faucher		D	D	D	D	D	D	D	D	D	a	D	D	a	D	a	a	D
Rulhière								D	D	D	D	a	G	a	D	D	D	D
de Tracy	G	D	D	D	D	D	D	D	D	G	G	D	D	a	D	D	a	D

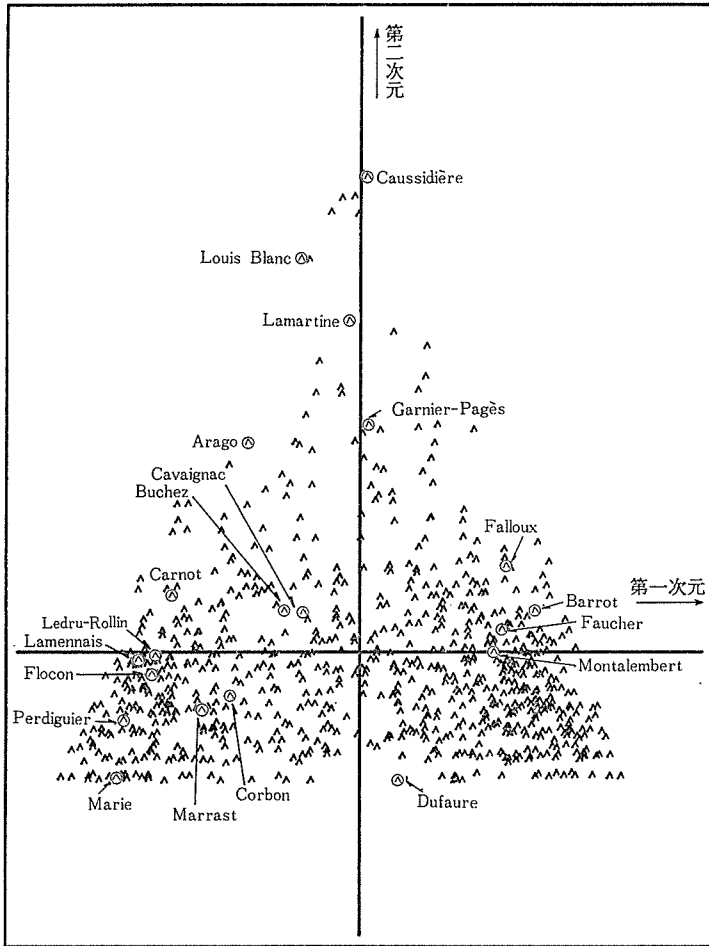


図3 議員の投票行動〔党派的対立(第一次元)と意志決定の強弱(第二次元)〕

左派 385名 (370前後)	第二象限 126名	第一象限 169名	右派 464名 (450前後)
	第三象限 259名	第四象限 295名	

図3に基づく議員の党派別分類の機械的集計
()内は最終的判定

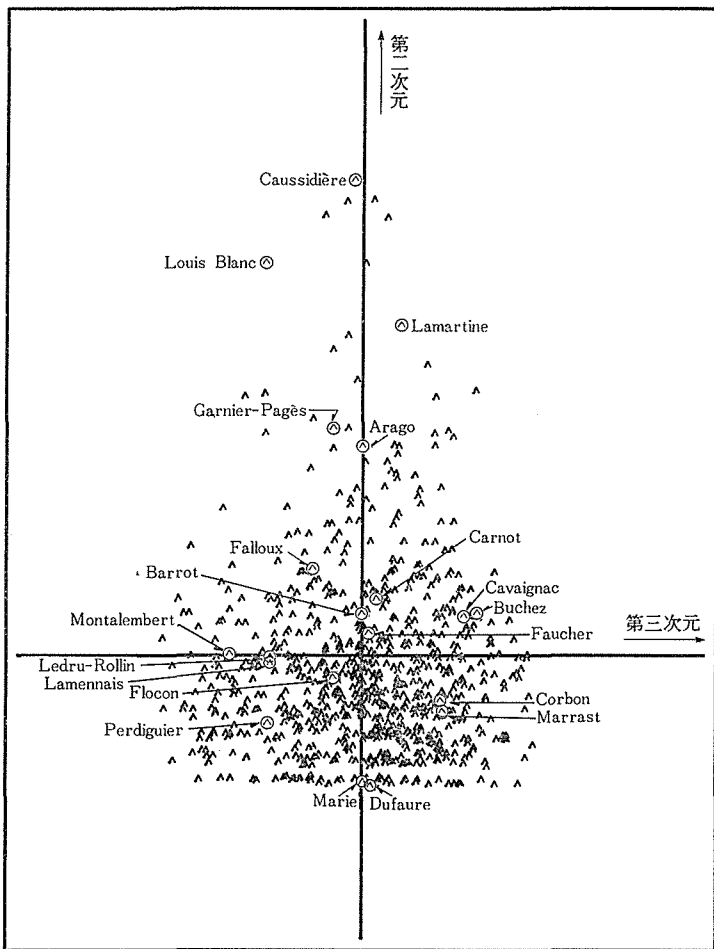


図4 議員の投票行動〔意志決定の強弱(第二次元)と自由の抑圧/抵抗(第三次元)〕

が認められ、図2に関する第一次元の仮定と同じ理由から、第一次元尺度は議員の左右対立を示すと考えられる。図3の第二象限と第三象限を合わせた領域にプロットされた議員の総数は三八五名（これは後述のごとく概ね左翼に該当する）、第一象限と第四象限についての総数四六四名（同じく右翼に該当する）という。大まかながら明示的な結果が得られる。しかしながら、たとえ図3の中心軸付近に空隙が認められ、左右への分離の状態が視覚的に感知される

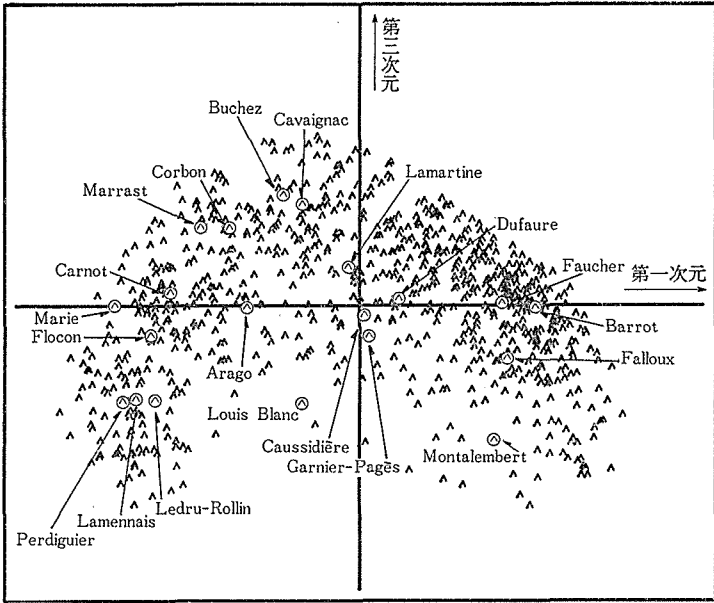


図5 議員の投票行動〔党派的对立(第一次元)と自由の抑圧/抵抗(第三次元)〕

とはいえ、このような便宜的な判別法ににわかに信を置くことはできない。そこで、図3以下には、一般史や伝記などの記述を通じてその政治的軌跡をたどることのできる著名な二〇議員の座標を指摘して、党派的对立もしくはそれ以外の議員の投票行動のパターン分類の検証に利用する。表6はその二〇議員について党派の別を略記したものである。

著名議員の投票行動にてらして図3の一次元尺度を解釈すると、中心軸付近に位置するコーンディエールおよびガルニエ・パジエスを除けば、王党派は右に、共和派は左に振り分けられていることがわかる。したがって、第一次元の負は左派、正は右派を示すと一応解して良いであろう。ところで、コーンディエールとガルニエ・パジエスの位置の意味を、モニトゥールの素史料に戻って検討してみよう。この両者が二次元の高い数値を示す理由は、彼らの投票機会が極端に少ないことに求められる。コーンディエールの座標は他の4名と重なっていて、これらはいずれもまったく投票に参加しなかった人々である。ガルニエ・パジエスについては、表5から19議案のうち6回の賛否の態度

表6 党派の分類の指標とした20議員

人名	党派	結果の概
Arago	穩健共和派	
Barrot	保守派	○ ×
Buchez	キリスト教社会主義者	
Carnot	穩健共和派・左派	
Caussidière	急進派	
Cavaignac	穩健共和派	× ×
Corbon	アトリエ派	× ×
Dufaure	保守派・共和派と合流	
Falloux	正統王朝派	○ ○ ○
Faucher	保守派	○ ○ △
Flocon	急進派	△
Garnier-Pagès	穩健共和派	
Lamartine	穩健共和派	
Lamennais	キリスト教社会主義者	△ △
Ledru-Rollin	急進派	△ △
Louis Blanc	社会主義者	
Marie	穩健共和派	
Marrast	穩健共和派	×
Montalembert	キリスト教自由主義者	
Perdiguier	同職団体代表	

○ 王党派 △ 急進派
 × 共和派 (この結果は、本稿の分析の結果と推定される。本稿の次頁参照)

が問題にされているのみと知れる。とするならば、彼らは決して政治的立場としては左右の中間に位置するものではないが、彼らの図上の位置の意味するところは、まさに投票行動を行っていない故に、左右いずれかの態度の中心の指標であることになる。それは先に指摘した図3の空隙とほぼ対応しているのである。

次に第二次元についてであるが、以上の検討の経過からもわかるように、政治参加の機会を強制的に奪われ（コーンデイエール、あるいはルイ・ブラン）、もしくはみずからその熱意を失ない（ラマルチヌをはじめとする臨時政府の主要閣僚たち）^⑨、投票において賛否の態度を決しない議員が正の領域に、また左右を問わず党派心の旺盛な議員が負の領域に分布している。あらためて図2を参照すれば、V1-3からV19-3まで（すべて欠席等の態度）が正の領域に集まっている。したがって図2、図3いずれにおいても第二次元尺度の正の部分は、党派的对立状況からの離脱を示していることがわかる。第二次元尺度を強いて意味づければ、正が選択忌避の態度 *abstention* 負が決然たる態度 *determination* と

することもできようが、棄権という恣意的選択がどの程度まで投票行動に反映されているのか、未だ不分明な点もあるので、ここでは単に投票機会の多（＝負領域）寡（＝正領域）と言うに留めよう。投票を忌避するという態度とは別に、時間的な経過のなかで次第に議員が登院しなくなるといふ事実もあり、第二次元尺度の多義性は否定できない。とはいえ、党派間の対立状況を考えるうえでも、二大陣営の中間に少なからぬ数の日和見的態度をとる議員が存在したことを心得ておく必要がある。

以上のような検証の経過から、小論では左右両派の勢力を、図3の中心軸付近、特に第二次元の高水準に位置する二〇—三〇名を除いて、左派三七〇名前後、右派四五〇名前後と結論する。この数字はそれぞれの党派に割りあてられる最大値を示すものとみられる。

第三次元尺度の判定については即断を避けたいが、図4にあらわされた第二次元と第三次元の関係、図5の第一次元と第三次元の関係のいずれの場合も、カヴェニャックとビュシエの組、マラストとコルボンの組、パローとフォシエとフルーの組、ルドリュージュロランとラムネーとフロコンの組がそれぞれ似た性格を有すると見てとれることに注目したい。これら各組のうち、表6に照らして、パローらの王党派の結集、ルドリュージュロランらの急進派・社会主義者の結集は当然のこととなづける。しかし穏健派であるカヴェニャックとキリスト教社会主義者であるビュシエが近いこと、穏健派のマラストとアトリエ派のコルボンが近いことには一見奇異な印象を受ける。その意味するところは一体何であろうか。

カヴェニャック、ビュシエ、マラスト、コルボンは、この議員の中では第三次元の最も高い数値を示している。これとは逆に、第三次元の負の領域を占めるのは、モンタランベル、ベルディギエ、ルドリュージュロラン、ラムネーといった人々である。モンタランベル以下の人物に共通する特徴といえ、それぞれ政治信条を異にするとはいいいながら、あくまで思想、信仰の自由を追求する姿勢において一致していることである。^⑩とすれば三次元尺度の正の領域は、自由主義に對立する立場を意味し、負領域はそれへの抵抗を示すものとみなすことはできはしまいか。なお、本稿では紙幅の都合上詳細な説明は省くが、表6にあげた二〇名の議員以外についても、第三次元尺度を示す図4と図5で、カヴェニャックらに近い位置、モンタランベルらに近い位置を占める議員たちをそれぞれ検討した。その結果も以上の判断を補強するものであった。してみると、先に「制度の共和派」と特徴づけたカヴェニャック政権の政策努力（自由の抑圧を含む）を、第三次元の正領域は説明しており、ビュシエとコルボンがカヴェニャックとマラストに近い性格を示していることは、実は彼らが彼らの「社会主義」の理想のある種の側面については、その実現をカヴェニャックらの強力な統治に期待していたか

らであるという新たな解釈を可能にしはしまいか。またしたがって、ビュシェとコルボンらを含む「制度の共和派」という新たな枠組が設定できはしまいか。^①

もちろん第三次元尺度は、第二次元などと比べてもはるかに有意性が劣るし、右の解釈自体が推測の域を大きく踏み出すものではない。ただ確かなことは、従来からとりあげられてきたような左右の党派対立だけでは捉えきれない対立構造が、多次元尺度の構成のうちに検出されうるということである。

- ① 駒沢勉『多元的データ分析の基礎』一九七八年、二一三頁、基本的な多次元データ分析法の分類表を参照。
- ② 数値化Ⅲ類については、三宅他『SPSS統計パッケージ、Ⅱ・解折編』一九七七年、一九四―二〇九頁を参照。
- ③ 数値化Ⅲ類における各次元の固有値は、算出されたケース得点と特性の得点との間の相関係数の平方に等しい。この場合には1対1対応で相関係数は1だから、固有値も1となる。
- ④ 各次元の順位は固有値の大きさに対応している。したがって第一次元とは、抽出されたすべての次元のなかで最も大きな固有値をもつ次元であり、その次元に対応するケース得点および特性の得点の間の相関係数も最大となる。小論の分析では、第一次元の固有値は〇・四〇八である。第一次元に次いで大きい固有値に対応する第二次元は、第一次元とは直交する次元である。すなわち、第一次元におけるケース、特性それぞれの得点と第二次元におけるそれとは無相関の関係にある。したがって、第二次元は第一次元とはまったく別の分類軸とみなしうる。小論の分析における第二次元の固有値は〇・二六八である。第三次元の固有値は〇・一〇一となって、第一次元、第二次元に比べ重要度が劣ると言わざるを得ない。固有値を有意性の指標とする場合、〇・二五以上の値が一応のめやすとなる。その理由はケース得点と特性の得点の相関係数が〇・五以上になることを期待するからである。
- ⑤ 制憲議会内に設置された五月一日事件および六月事件の責任追求をめざす調査委員会 *Commission d'enquête* は、一八四八年八月頃に活動を活発化し、ルドリエ＝ロランを代表とする急進派の追い落としを狙っていた。その模様は次にあげる史料に詳しく紹介されている。C. Pouthas, éd., "Les Procès-Verbaux du Gouvernement provisoire et de la Commission du pouvoir exécutif, février-juin, 1848," *Bulletin de la société d'histoire moderne*, 1950.
- ⑥ De Luna, *The French Republic under Camille*, p. 325 sqq.
- ⑦ Duveau, op. cit., p. 119.
- ⑧ 表5にみられるように、デュフォールとヴィヴィアン両名は、V1以外に2度左派の選択をしている。それだけならば、後述するピクシオを除いた、パロー＝ファルー内閣の閣僚と際立った差がないように思われるかもしれない。ところが、カヴェニヤック政権に合流した人々は、中道左派のカルノーを例外として、V3からV5にいたる強圧的態度と、V7・V8・V10に関連する行政府の長の選抜方法をめぐる議論において、同一歩調をとっていることが看取される。なお、図3において、デュフォールが右翼の範疇に属しながらも最も左に位置することに注目されたい。これは彼の左派の選択が数少ないとはいえない

和派に一歩近づく性質のものであったことを物語る。

パロー内閣の外相をつとめたピクシオは古くから共和主義者として知られた人物で、V 18のイタリヤ遠征決議が通過したときには、共和主義者の同意を得るべく、ローマ共和国との連帯を強調して、同政体を覆す意図のないことを明言した。しかし、大統領の意向をうけたウディノ將軍が、この約束を反古にしてローマを陥落させたことはあまりにも有名な事実である。

⑩ 四八年人の行動の軌跡を知るには、二月革命百周年を記念して刊行された次の叢書 *Collection du centenaire de la révolution de 1848*. (刊行年は一九四八年)が便利である。そのなかで、ラールチーヌを中心とする臨時政府の要人に関して、H. Guillemin, *L'annuaire* を参照した。

⑪ ルドリック・ロランとラムネーについては、前注の叢書に簡明な伝記が収められている。R. Schnerb, *Ledric-Rollin*; R. Remond, *L'annuaire et la démocratie*. 同職組合代表のメルダキエは最近研究者の関心を惹いているが、その政治的軌跡については、彼のメモワールを編集し序言を付したA. フォールに依拠した。A. Perdigier, *Mémoires d'un compagnon*, Introduction d'A. Faure, 1977. 王党派に属するモンタランメールの政治行動をみるには、ルイ・ナボレオン大統領から首推指名を受けたO. パローの回想録(O. Barrot, *Mémoires posthumes de Odilon Barrot*, 1875-1876.) が不可欠であるが、筆者は未

見であるので、さしあたり⑫の注⑩にあげたP. トーラ・ユルヌの『第二共和政史』とH・ギエマンの次の著作を参照した。H. Guillemin, *La première résurrection de la République*, 1976.

⑫ カヴェニヤックの政治姿勢の積極面を評価したが、⑫の後半で扱ったバルローの著作であるが、かえってマラストを後立てとするナショナル派の人事的背景を曖昧にする結果を導いたともいえる。制憲議会の開会中長く議長を務めたマラストや、六月事件頃まで政界の中枢にあったガルニエ・ムジエスの動向は、むしろ前注のギエマンの著作からあとづけられる。コルボンについては、その階級協調的態度がこれまでも識者の注目を集めていた (Vigier, op. cit., p. 118-119)。彼が他の社会主義者、労働代表と肌合いを異にする事情は、河野健二編『資料・フランス初期社会主義』一九七九年、二八一頁の解説や、杉村和子氏の紹介(『労働者の新聞』「ラトリエ」紙)『史林』五二巻三号)からあきかがわれる。コルボン節については、本節注⑩の叢書に次の伝記が含まれている。A. Cuvelier, P.-J.-B. Buchet et les origines du Socialisme chrétien. また、彼の社会主義思想の位置づけに関して、次の論文がブランキおよびルドリック・ロランとの興味深い対比をなしている。L. Loubère, "The Intellectual Origins of French Jacobin Socialism," *International Review of Social History*, Vol. 4, 1959.

結 語

制憲議会における議員の投票行動を、SPSSに含まれる数量化Ⅲ類のプログラム・パッケージの操作によって分析した結果、三種類の説明要因(次元)が抽出され、議員の分類がある程度まで可能となった。

第一次元尺度はさまざまな検定作業によって、政治的対立要因、わけても王党派対共和派という伝統的な対立に規定されているとみなして良い。また、この判断を応用して、臨時政府、カヴェニャック政権、バロー・フアルー内閣の性格の一端を明らかにすることができた。第二次元尺度は投票の際に賛否の態度を明確にしたか否かを分けるものであるが、小論では実際の投票の様態についての知識の乏しさのゆえに、意識的、無意識的な投票不参加（つまり、主体的に選択した乗権行動であったか否か）をどのように捉えるべきか、という課題を残した。第三次元尺度は未だ明確にはされないながらも、伝統的な政治対立の枠組とは異なる政治的対立（カヴェニャック内閣の政策と、これに対抗する自由主義者の勢力）をきわだたせているとも考えられる。

史学史的検討との関連で特に重要なものは、第一次元尺度によって分類される左右両派の量的バランスに関する考察である。小論の得た結論は、左派＝共和派が三七〇名前後、右派＝王党派が四五〇名前後という数値である。この場合、左派にあてられた数字は、F・デルーナの研究によって精査された「昨日の共和派」（すなわち穩健共和派二二七、急進派五八をあわせた二八五名）に一〇〇名弱の新人議員（そのなかには名望家層出身議員も含まれるかもしれない）の合流 *rallient* を見込んだ数に該当すると考えられる。また二月革命後の情勢を考慮に入れる点で小論の方法と通ずる面をもつG・フェイゼルの結論（穩健共和派三一〇—二〇、急進派・社会主義者五八をあわせた三七〇強）は、数量化Ⅲ類という新しいツールによって実証されたことになる。

コンピュータ・サイエンスの進歩とともに可能となった大量のデータ処理の結果は、従来の研究の盲点を補うと同時に歴史学の方法を拡張し、さらに短絡的な判定の検証するのに役立つように思われる。しかし、そうした場合でも、伝記的史料の精密な検証に裏づけられた研究や、フランス史学に特徴的な地方史の貢献を黙殺するようでは、正しい結論は得られないであろう。緻密な実証性に支えられた「意味ある細部」の伝統歴史学と、コンピュータを用いて得られる「全体的設定」を扱う新しい歴史学は、相互に影響を及ぼしあってはじめて歴史解釈に新しい局面をもたらすことができ

るであろう。

付記

小論の二で扱った匿名の同時代史料は、奈良教育大学の谷川稔先生の御好意により参照させて頂いたものである。特に記して感謝の意を表したい。三の分析にあたっては、名古屋大学大型電算機センターを利用した。

(名古屋大学大学院研究生

But, in eleventh and twelfth centuries, the lordship was established on them through imposing *Hatachishi* 畠地子, land tax, and *Zaikeyaku* 在家役, duties on home site. Under better conditions, they could also turn into paddy fields. In such movement, Kaito got various on the side of reality, as well as its inscribing forms and pronunciation.

Cross Voting Pattern of the French Constituent Assembly

by

Isao Takagi

The purpose of this essay is to testify the voting behavior of the people's representatives in 1848—1849. The short-lived assembly, which was called *l'assemblée nationale constituante*, did exist no more than thirteen months (from May 5, 1848 to May 26, 1849), though the problems of great urgency came up for discussion successively at the assembly hall and the committee rooms. *Le Moniteur universel*, official chronicle, give us a full detail of the pros and cons of 244 decisions. Among them, the writer selects 19 voting lists.

The voting patterns of almost 850 representatives converged into four pre-party assemblages: determinant right wing, two republican fractions, and non-determinant passive republicans. The land-slide victory of the moderate republican group is only a cursory reading. The middle-of-the-way politics of moderates' was not self-sustaining and the final show-down between royalists and radicals was easily predicated. The ideological cleavage crisscrossed the nation who, for the first time, was introduced to the political life by the universal suffrage.

Any political whips but Louis-Napoléon were not satisfactory to the electorate mass, and every heated debating aroused people's instinct. Newspapers and pamphlets (three of these are analyzed here on motives and headings) reported the sessions everyday. A serious talk about such critical issues as *droit au travail*, *cautionnement*, every article of constitutional law, abolition of clubs, and foreign policy show us a tense atmosphere. The cross vote at this assembly reflects the changing pattern of French political life, not along the party affiliation at that time.